



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 アンドール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 笹淵 裕司
(コード4640 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 管理部長 田中 定行
電 話 番 号 03-3243-1711

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 27 年 5 月 15 日に開示しました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部記載に誤りがございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛け表示をしております。

記

訂正前

3. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし<u>監査役</u>が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査等委員である取締役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第 3 1 条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は法令または定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定める。ただし、監査等委員の権限行使を妨げることはできない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、第 4 3 回定時株主総会に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

訂正後

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 (削除)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は法令または定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定める。(削除)</u></p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 当社は、第43回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以 上